

吹田市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の確保方策と提供量に係る中間年の見直し(案)について

1 保育所等整備の計画年度の変更について

現在の吹田市子ども・子育て支援事業計画(以下「現事業計画」)の教育・保育の提供量は、待機児童解消加速化プランを踏まえ、保育所等整備を平成 29 年度まで行う計画としています。

「中間年の見直しのための考え方」(※1)において、「平成 31 年度末までの見込みについて補正を行う」と示したことから、保育所等の整備について、平成 31 年度まで行うものとして見直します。

ただし、本市では現在、待機児童アクションプランに基づき保育所等整備を行っているため、同プランの目標年にあわせ、保育所等の整備については平成 30 年度中に終える計画とします。

※平成 29 年 1 月 27 日付「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方作業の手引きについて」は、「子育て安心プラン」(平成 29 年 6 月 2 日公表)を踏まえ、平成 29 年 6 月 29 日付で改訂されています。

2 推計値等の算出方法

推計値等は、より地域ごとの特徴を反映させるため、保育における 3 つの提供区域をそれぞれ 2 ブロックに分け、ブロックごとに積算したものを積み上げ算出します。

(1) 就学前児童数

平成 29 年度当初の歳児別・ブロック別の実数を基準に、開発計画による増見込分を加え、平成 32 年度当初までの児童数を算出します。

(2) 要保育率

この 2, 3 年の動向を踏まえ、年齢別に算出します。

(3) 保育の量の見込み

就学前児童数×要保育率により算出します。

3 確保方策等の変更

(1) 3号認定の確保方策の変更

「小規模保育事業による確保」を見込んでいた提供量(A区域 4 人、B区域 17 人)を「保育所による確保」に変更します。

(2) 2号認定の確保方策の変更

ア 2号認定(幼稚園利用希望)

確保方策「既存幼稚園の認定こども園移行」による提供量の一部を「既存私立幼稚園の長時間預かり(保育対応型)実施」による提供量(※)に変更します。

※ 私立幼稚園からの事業申請数をもとに 1号認定の提供量を 2号認定(幼稚園利用希望)に置き換えます。

イ 2号認定(保育所等)

アを実施後、なお不足する2号認定(幼稚園利用希望)の提供量については、確保方策「私立保育所の整備」を増やし対応します。

また、確保方策の変更にあわせ、量の見込のうち、2号認定(幼稚園利用希望)の一部を2号認定(保育所等)に変更します。

4 提供量の修正

現事業計画中の提供量のうち、「既存施設」及び「広域利用」については、事業計画策定中の見込み数を使用していましたので、確定した実績数に修正します。また、あわせて平成27～28年度中の整備による確保量についても精査し、各年度の提供量を修正します。

5 「確保方策による教育・保育の提供(確保)量」の変更

- (1) 「量の見込み」を平成29年度から平成32年度の「量の見込み」に変更します。
- (2) 平成29年春の公募で確保できなかった量(B区域1か所60人、C区域1か所60人)を加え、「量の見込み」との比較において、提供量が不足する地域に私立保育所整備を追加します。
- (3) 新たに整備する私立保育所の想定定員について、土地確保の困難さを考慮し、1か所120人から60人に変更します。その上で、優先的に誘導したい「重点地域」を設定し、私立保育所を整備・運営する事業者を公募します。
- (4) 中間年の見直しで追加する保育所の整備数は、A地域2か所、B地域5か所、C地域3か所とします。
- (5) 家庭的保育事業等の連携施設の未確保に係る取扱いについて、「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」(平成29年2月9日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき、本市が利用調整基準において小規模保育事業の卒園児に対し加点することで、卒園後の受け皿の提供を担う連携施設を確保しているものとみなします。

なお、この取扱いに拘わらず、連携施設の未確保に対する公定価格の減算は継続されるため、各事業者においては引き続き連携施設確保に向け努力するものと考えています。